平成２４年（フ）第４３１号
沖縄県糸満市武富175―１　介護老人保健施設白寿園、住民票上の住所沖縄県那覇市旭町112番地29　フレスコア旭橋1306
破産者　大城　榮一
成年後見人　大城　　琴
１　破産債権の届出期間　平成25年６月27日まで
２　一般調査期日　平成25年７月３日午前11時30分
平成25年５月28日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８６４号
大阪市住吉区庭井１丁目13番23号
破産者　株式会社クニデン
１　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
２　一般調査期日　平成25年７月22日午後３時
平成25年５月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７６号
大阪市東成区中道２丁目８番４号
破産者　吉本こと　権　　光夫
１　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
２　一般調査期日　平成25年８月22日午後３時
平成25年５月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２号
大阪府岸和田市上松町981番地の１
破産者　株式会社田中造園
１　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
２　一般調査期日　平成25年８月27日午後２時
平成25年５月28日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５７号
大阪府和泉市箕形町６丁目８番３―106号、前住所大阪府泉大津市末広町２丁目３番10―405号
破産者　西村　健司
１　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
２　一般調査期日　平成25年８月20日午後２時
平成25年５月28日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
和歌山市黒田322番地の16
破産者　上野スミ子
１　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
２　一般調査期日　平成25年７月22日午前11時５分
平成25年５月29日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５５２号
大阪府貝塚市麻生中1059番地３　グリーンエイジ207号、開始決定時の住所大阪府貝塚市堤298番地１
破産者　村山　和幸
１　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
２　一般調査期日　平成25年９月３日午後１時30分
平成25年５月29日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
京都府船井郡京丹波町院内質野25番地178
破産者　小林　光秀
１　破産債権の届出期間　平成25年７月10日まで
２　一般調査期日　平成25年９月10日午前10時30分
平成25年５月29日
京都地方裁判所園部支部破産係

破産管財人変更

平成２５年（フ）第１号
岐阜県可児市桜ケ丘２丁目87番地
破産者　稲葉　豊子
破産管財人　坂井田吉史が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　木下　貴子
平成25年５月14日　岐阜地方裁判所御嵩支部

監督命令変更

平成２５年（再）第１号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字東裏30番地
再生債務者　有限会社遠刈田ホテル
主文　平成25年５月10日にした監督命令の主文第６項⑴に次の事項を加える。
㈡　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
平成25年５月27日
仙台地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字東裏30番地
再生債務者　有限会社遠刈田ホテル
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年８月９日から平成25年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１４号
京都市西京区松尾大利町20番地の１
再生債務者　株式会社京都国際
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月26日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年７月12日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年７月２日
平成25年５月27日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
福岡県久留米市野伏間１丁目９番３号
再生債務者　医療法人木下会
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年５月27日
福岡地方裁判所久留米支部

再生手続終結

平成２３年（再）第１８号
大阪府八尾市跡部本町３丁目２番18号、営業所大阪府東大阪市柏田西１―14―16
再生債務者　川村合金鋳造所こと　川村　孝義
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した。監督委員及び管財人はいずれも選任されていない。監督命令の取消決定は確定した。
平成25年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４号
青森県弘前市大字清原４丁目７番地33
再生債務者　石岡　泰尚
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月８日から平成25年７月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（再イ）第８８号
東京都江戸川区船堀１―８―22―507
再生債務者　福田　貴史
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月８日から平成25年７月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２０９号
東京都豊島区西池袋４―39―９―1011、住民票上の住所岐阜県可児市今渡1545番地10
再生債務者　山口　千里
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月８日から平成25年７月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２６９号
千葉県船橋市前原西２―31―６
再生債務者　樋口　秀司
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月８日から平成25年７月29日まで
東京地方裁判所民事第20部